

第 2 章 処務

○大隅肝属広域事務組合管理者の職務代理人に関する規則

平成21年 4 月 1 日

大隅肝属広域事務組合規則第 4 号

肝属地区一般廃棄物処理組合管理者の職務代理人に関する規則（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合規則第 3 号）の全部を改正する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第 3 項の規定により、管理者の職務を代理する者が不在の場合のその職務を代理する者は、事務局長の職にある者とする。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。